

入札参加資格承継（合併、会社分割、事業譲渡）の手引き

会社間で合併した場合、会社分割を行った場合又は会社間で事業譲渡をおこなった場合に、和歌山県入札参加資格（県内建設業）を承継する手続は以下のとおりです。

1. 承継会社と被承継会社

以下の説明での「承継会社」、「被承継会社」はそれぞれ下表の会社を指します。

	承継会社	被承継会社
合併の場合	存続会社（吸収合併のとき） 新設会社（新設合併のとき）	消滅会社
会社分割の場合	新設会社（新設分割のとき） 承継会社（吸収分割のとき）	分割会社
事業譲渡の場合	譲受会社	譲渡会社

2. 要件

(1) 合併の場合

次のすべての要件を満たしていること。

- ① 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続を行っていること
- ② 被承継会社が全ての建設業を廃業するとともに入札参加資格を辞退すること
- ③ 承継会社及び被承継会社の合併期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと
ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとします。
- ④ 合併期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること
- ⑤ 工事施工にかかる資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること
- ⑥ 承継会社が和歌山県の入札参加資格者の欠格要件に該当しないこと

(2) 会社分割の場合

次のすべての要件を満たしていること。

- ① 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること
- ② 被承継会社が承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること
- ③ 被承継会社及び承継会社の分割期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと
ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとします。
- ④ 分割期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること
- ⑤ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること
- ⑥ 承継会社が和歌山県の入札参加資格者の欠格要件に該当しないこと

(3) 事業譲渡の場合

次のすべての要件を満たしていること。

- ① 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること
- ② 被承継会社は承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること
- ③ 被承継会社及び承継会社の譲渡期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと
ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。
- ④ 譲渡期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること
- ⑤ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること
- ⑥ 承継会社が和歌山県の入札参加資格の欠格要件に該当しないこと

3. 留意事項

- (1) 承継の単位は、建設業法に定める29業種単位とし、1業種の入札参加資格を2者以上に承継することは認められません。また、被承継会社が引き続き入札参加を行うことも認められません。
- (2) 有限会社が、合併での存続会社又は吸収分割での承継会社になることはできません。
- (3) 被承継会社から承継会社への施工実績の承継についても同時に認定します。
- (4) 承継会社からの申請日を審査基準日として総合点数の再算定を行います。

(5) 申請期間は、事実発生日から3か月以内です。

※ 事実発生日

① 合併の場合には、合併登記を行った日

② 会社分割の場合には、分割登記を行った日

③ 事業譲渡の場合には、全部譲渡の上譲受会社が新たに設立されるときには設立登記を行った日
その他のときには、事業譲渡を実施した日

(6) 建設業許可の承継の認可に伴い入札参加資格の承継申請をする場合の取扱いは**5. 建設業許可の承継の認可を受けた場合**のとおりです。

(7) 認可を受けず従来通りの承継をする場合は、承継会社が建設業許可を取得し、経営事項審査を受け、総合点数を算定するための再算定申請書（申請日を審査基準日とする）に基づき再算定を受けた後、入札に参加できるようになります（和歌山県の入札に参加できない期間が生じます。）。

(8) 申請書の提出先は技術調査課 建設業班です。

(9) 提出部数は2部（正・副）です。

(10) 申請する場合には、事前に必ず技術調査課に内容等を確認した上で申請してください。

（技術調査課建設業班 電話:073-441-3069）

4. 申請書類

次の①～⑪の書類に加えて、「承継に伴う入札参加資格（県内建設業）に係る地方基準点数再算定の手引き」を参照のうえ総合点数を再算定するための申請書及び確認書類を提出してください。

① 和歌山県建設工事入札参加資格（県内建設業）承継申請書（会社間承継）（別記様式第5号）

② （被承継会社も存続する場合）施工実績に係る誓約書（別記様式第6号）

③ 契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類

④ 株主総会議事録

⑤ 公告の写し（第2項第3号又は第4号の場合）

⑥ 被承継会社及び承継会社の商業登記簿に係る全部事項証明書

⑦ 承継会社の建設業許可証の写し

⑧ 入札参加資格辞退届（被承継会社）

⑨ 同意書（添付書類ア）

⑩ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）

⑪ 株主等調書（添付書類ウ）

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※ ⑥は**事実発生による登記後の全部事項証明書**を提出してください。（登記義務のない事業譲渡の場合、事業譲渡を実施した日以降のもの）

※ 申請書類のうち、申請時に提出が間に合わないものがある場合でも受付は行いますが、入札参加資格が承継されるのは全ての書類が揃った後になります。

5. 建設業許可の承継の認可を受ける場合

合併、会社分割、事業譲渡により建設業法第17条の2に定める建設業の承継の認可を受ける場合

建設業許可の承継の認可に伴い入札参加資格の承継申請をする場合、次のように取扱います。

- ① 以下のすべての要件を満たしている業種に係る入札参加資格を承継します。
 - ア 認可により、許可を承継した業種であること。
 - イ 認可により、経営事項審査において受けた総合評定値の通知を承継した業種であること。
 - ウ 被承継人等が入札参加資格を有し、かつ承継人等が入札参加資格を有しない業種であること。
- ② 法第17条の2（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割による承継）の認可であれば事実発生日から和歌山県の入札参加資格の承継の効力が発生します。
- ③ 客観点数は認可により承継した経営事項審査における総合評定値とします。
- ④ 地方基準点数は認可に係る被承継会社の直近の地方基準点数とします。
- ⑤ 認可に伴う入札参加資格の承継を受けた後、承継会社は速やかに認可の効力発生日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した上で承継に伴う再算定を申請してください。

※ 入札参加資格の承継の認定は全ての書類（事実発生による登記後の全部事項証明書含む）がそろってからとなるため、事実発生日時点では承継会社による入札の参加ができない場合があります。書類の提出後、県から承継承認書が交付されてから入札に参加することができます。